

## 大会発表賞選考規程

(趣旨)

第1条 日本感情心理学会は、感情心理学に関する研究発表の奨励と研究の質の向上を目的として、年次大会における発表賞を設ける。

(名称と種類(定義))

第2条 発表賞の種類と名称は以下のように定める。

(1) 優秀発表賞

優秀発表賞とは、当該年度の年次大会における研究発表中、学術的・社会的・教育的意義などの観点から特に優秀と評価される研究発表である。

(2) 若手優秀発表賞

若手優秀発表賞とは、当該年度の年次大会における若手が第一著者の研究発表中、学術的・社会的意義や将来性などの観点から特に優秀と評価される研究発表である。ここで、若手とは当該年度の年次大会の開催年度末日(3月31日)における年齢が30歳以下の者とする。

(3) 精励発表賞

精励発表賞は、年次大会において第一著者として繰り返し研究を発表している会員に対して授賞する。

(選考対象と選考手続き)

第3条 選考対象を以下のように定める。

(1) 発表時に本学会の正会員であること。

(2) 第2条(1)から(3)の各賞の選考対象は、当該年度の年次大会で各賞にエントリーをした一般研究発表(口頭発表及びポスター発表)からとする。

(3) 過去に若手優秀発表賞を受賞した者は同賞の選考対象とならない。

第4条 優秀発表賞と若手優秀発表賞の選考手続きは以下のように定める。

(1) 受賞者数と重複受賞については以下の通り定める。年次大会ごとの優秀発表賞と若手優秀発表賞の受賞者は、各賞2名程度とする。優秀発表賞と若手優秀発表賞の同一年次大会内での重複受賞は不可とし、両賞に同一の発表が推薦された場合は優秀発表賞として優先して表彰する。優秀発表賞及び若手優秀発表賞の各賞と精励発表賞の同一年次大会内での重複受賞は妨げない。

(2) 選考は、顧問、理事、編集委員をもって構成される「日本感情心理学会優秀大会発表賞選考委員会」(以下「選考委員会」という)が行い、学術プログラム委員会委員長が委員長を務める。

(3) 委員長は、選考委員会の議を経て、大会に先立ち正会員の中から優秀大会発表賞審査委員(以下「審査委員」という)を選任し、審査委員に大会開催時の審査にもとづき優秀発表賞および若手優秀発表賞の受賞候補者の推薦を依頼する。

(4) 選考委員会は、審査委員によって推薦された候補者について選考を行い、受賞者を決定し、理事会に報告する。

第5条 精励発表賞の選考手続きは以下のように定める。

(1) 受賞要件は、年次大会での研究発表(口頭発表またはポスター発表)を第一著者

として5回発表していることとする。

- (2) 受賞要件を満たした会員は、直近の大会終了後一ヶ月以内に、学会事務局に自己申告する。
- (3) 会員からの自己申告を受けて、学術プログラム委員会が確認・審議・決定し、理事会へ報告するものとする。
- (4) すでに精励発表賞を受賞した者でも、繰り返し申請することができる。ただし、一度受賞対象となった発表は、以後、受賞対象とならない。

(顕彰方法)

第6条 顕彰方法については以下のように定める。

- (1) 発表賞の受賞者には、授賞決定後ただちに通知する。また、授賞発表および受賞者の情報については、メールニュースや学会ホームページなどを通して速やかに公表する。
- (2) 発表賞の顕彰は次年度の年次大会懇親会の場において行い、理事長が賞状を受賞者に贈る。

第7条 本規則の改正は、理事会の承認を得るものとする。

付記

1. 本規則は、2013年5月11日から施行する。
2. 本規則は、2017年9月20日から施行する。
3. 本規則は、2023年2月15日から施行する。

大会発表賞選考規程（改正）新旧対照表

旧	新
<p>第2条 発表賞の種類と名称は以下のよう に定める。</p> <p>(1) 優秀研究賞 優秀研究賞とは、当該年度の年次大会（以下、 大会とする）における研究発表中、学術的・ 社会的・教育的意義などの観点から、総合的 に判断して最も優れていると評価される研究 発表である。</p> <p>(2) 独創研究賞 独創研究賞とは、大会における研究発表中、 内容・テーマ・方法などに関して、特にアイ ディアとして独創性が高いと評価される研究 発表である。</p> <p>(3) グッドプレゼンテーション賞 グッドプレゼンテーション賞とは、大会にお ける研究発表中、主としてプレゼンテーショ ンの出来映えを中心に、特に発表の仕方が優 れていると評価される研究発表である。</p> <p>(4) 精励発表賞 精励発表賞は、年次大会において第一著者と して繰り返し研究を発表している会員に対 して授賞する。</p> <p>第3条 選考対象を以下のように定める。</p> <p>(1) 第2条（1）から（4）の各賞の選考 対象は、年次大会における一般研究発表（ 口頭発表及びポスター発表）とする。</p>	<p>第2条 発表賞の種類と名称は以下のよう に定める。</p> <p><u>(1) 優秀発表賞</u> <u>優秀発表賞とは、当該年度の年次大会におけ</u> <u>る研究発表中、学術的・社会的・教育的意義</u> <u>などの観点から特に優秀と評価される研究</u> <u>発表である。</u></p> <p><u>(2) 若手優秀発表賞</u> <u>若手優秀発表賞とは、当該年度の年次大会に</u> <u>おける若手が第一著者の研究発表中、学術的</u> <u>・社会的意義や将来性などの観点から特に優</u> <u>秀と評価される研究発表である。ここで、若</u> <u>手とは当該年度の年次大会の開催年度末日</u> <u>（3月31日）における年齢が30歳以下の者</u> <u>とする。</u></p> <p><u>(3) 精励発表賞</u> <u>精励発表賞は、年次大会において第一著者と</u> <u>して繰り返し研究を発表している会員に対</u> <u>して授賞する。</u></p> <p>第3条 選考対象を以下のように定める。</p> <p><u>(1) 発表時に本学会の正会員であること。</u></p> <p><u>(2) 第2条（1）から（3）の各賞の選考対象</u> <u>は、当該年度の年次大会で各賞にエントリー</u> <u>をした一般研究発表（口頭発表及びポスター</u> <u>発表）からとする。</u></p> <p><u>(3) 過去に若手優秀発表賞を受賞した者は</u> <u>同賞の選考対象とならない。</u></p>



<p>付記</p> <p>1. 本規則は、2013年5月11日から施行する。</p> <p>2. 本規則は、2017年9月20日から施行する。</p>	<p>付記</p> <p>1. 本規則は、2013年5月11日から施行する。</p> <p>2. 本規則は、2017年9月15日から施行する。</p> <p>3. 本規則は、2023年2月15日から施行する。</p>
---	--